農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令の一部改正について

令和８年６月
農林水産省・環境省

１．改正の趣旨

環境省設置法の一部を改正する法律（令和８年法律第 22 号）の施行に伴い、及び農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 29 条第４項の規定に基づき、環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める等の必要があることから、農薬取締法第 29 条の規定による報告及び検査に関する省令（昭和 46 年総理府・農林省令第２号。以下「令」という。）を改正する。

２．改正内容

令別記様式中、「懲役」を「拘禁刑」に、「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改正する。

３．意見公募手続を実施しなかった理由

本省令は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等であり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施しなかった。

以　上